

QURUWAロゴの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、QURUWAロゴの使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利)

第2条 QURUWAロゴに関する著作権は、岡崎市に属する。

(定義)

第3条 この要綱において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ロゴ 乙川リバーフロント地区の公共空間各拠点を結ぶ、まちの主要回遊動線「QURUWA」を表現したマークのデザイン及びその名称をいう。
- (2) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 国、地方公共団体、民間事業所等が、商品又はその行う事業等の情報を世間に広く宣伝するためのものをいう。
- (4) 物品 商品及び広告の総称をいう。

(ロゴ使用の承認の申請)

第4条 乙川リバーフロント地区のまちづくりに関する事業等において、ロゴを使用し、又は、ロゴを使用した物品を製造し、販売し、又は宣伝に使用しようとする者は、あらかじめQURUWAロゴ使用承認申請書（様式第1号）に物品のデザインが分かる書面等を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書の提出とし、市長は受理をもって使用の承認とする。

- (1) 市の機関が利用する場合
- (2) 市が後援又は参加するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

(審査及び承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係るロゴの使用が乙川リバーフロント地区のまちづくりのPRに寄与すると認めたときは使用を承認し、申請者に対し承認番号を付したQURUWAロゴ使用承認証（様式第2号）を交付するものとする。ただし、使用者が各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないこととする。

- (1) 乙川リバーフロント地区の公民連携まちづくりの官民の取組の品位を害する恐れがある場合
- (2) 市の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で、支障をきたすおそれがある場合
- (5) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

- (6) 特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴの変形を行う場合
- (9) その他市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による審査の結果、ロゴの使用が前項の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、申請者に対し、QURUWAロゴ使用不承認通知書（様式第3）を交付するものとする。

（使用の範囲）

第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容に従い、ロゴを物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等において使用することができる。

（使用料）

第7条 ロゴの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、ロゴの使用に関して、この要綱を遵守し、ロゴのイメージ等を損なうことがないように適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、市が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。
- 3 市長はロゴの使用方法がロゴのイメージ等を損なうおそれがあると認めたとき、又は関係法令に違反するおそれがあると認めたときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
- 4 市長は、物品が、関係法令に違反し、又は市が製造し、若しくは販売するものであると誤認されるおそれがあると認めたときは、使用者に対し、ロゴの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

（同一性の保持）

第9条 使用者は、ロゴの使用に当たって「QURUWA logo manual」に定める事項を遵守しなければならない。

（物品の確認）

第10条 使用者は、ロゴを使用した物品を販売又は宣伝に使用しようとするときは、あらかじめ完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品の性質その他やむを得ない理由により完成品を提出することが不可能なときは、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

- 2 市長は、前項の確認の結果、物品が適正でないと認めたときは、使用者に対して是正を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じ、市長の承認を

受けなければならない。

3 前項の是正に関する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第11条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめQURUWA
ロゴ使用内容変更承認申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、承認することが適当と認めたときは変更を承認
し、申請者に対しQURUWAロゴ使用内容変更承認通知書(様式第5)により通知する。

(承認の取消)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すこ
とができる。

(1) 第5条、第6条の規定について明らかな違反がある場合若しくは虚偽の申請が明ら
かになったとき

(2) 第8条第3項若しくは第4項又は第10条第2項の規定による是正の求めに応じな
かったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相
当の事由があるとき。

(4) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。

(5) ロゴに関する市の権限の行使に支障を来たしたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、QURUW
Aロゴ使用承認取消通知書(様式第6)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、
市はその責めを負わない。

4 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、使用承認に基
づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

5 使用者は、使用の承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の
費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

(資料の提出又は報告の徴収)

第13条 市長は、使用者に対し、ロゴの使用に関する事項について、資料を提出させ、又は
報告を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じさせなけ
ればならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、直ちにその旨を書面
により通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等を変更しようとするとき。

(2) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議
その他これに類する変動が生じたとき。

(3) その他市との関係に重大な影響を及ぼす恐れのある事実が生じたとき。

(権利設定の禁止)

第14条 使用者は、ロゴについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利または義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(資料の貸与)

第16条 市長は、使用者から物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、業務に支障を来す場合又はおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。

(1) 物品の製造又は販売を終了したとき。

(2) 市から資料の返却を求められたとき。

(3) 承認が取り消されたとき。

4 使用者は、使用者の故意又は過失により、貸与を受けた資料が滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となったときは、市長が指定する期間内にこれを原状に復して返却し、又は返却に代えてその代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第17条 市長及び使用者は、第三者によるロゴの著作権の侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者のロゴの使用が円滑になされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第18条 使用者は、ロゴの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに市長に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第19条 使用者は、ロゴの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第20条 使用者の物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第21条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。